

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和7年6月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費支給認定申請に係る受付業務を沖縄県から受託しており、受付窓口を設置することで、対象となる市民の利便に寄与している。 申請受付の際、特定個人情報等取得し、沖縄県へ一式書類を進達し、審査結果に基づいて通知と受給者証の送付等を行う。
③システムの名称	沖縄県難病管理システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費受給者情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 131の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保健所地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市健康部保健所 地域保健課 〒902-0076 那覇市与儀1丁目3番21号 電話:098-853-7962
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・移管までのプロセスのなかで、適切に特定個人情報が記載された書類が進達先である沖縄県へ移管されるよう、人手が介在する各局面においてダブルチェック等のリスク対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報の5. 評価実施機関における担当部署②所属	地域保健課長 砂川早百合	地域保健課長 屋嘉のり子	事後	
平成28年4月1日	7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	総務部総務課市政情報センター	市民文化部市民生活安全課市政情報センター	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報の4. 情報提供ネットワークシステムによる情	実施する	未定	事後	沖縄県からの委託事務のため、現時点において情報連携
平成31年4月1日	I 関連情報の5. 評価実施機関における担当部署②所属	地域保健課長 屋嘉のり子	地域保健課長	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値の1.対象者人数及び2.取扱い者数のいつ時点の	平成27年10月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
	I 関連情報の1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費支給認定申請に係る受付業務を冲	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費支給認定申請に係る受付業務を冲	事前	
	I 関連情報の1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③シ	沖縄県指定難病管理システム	沖縄県難病管理システム	事前	
	I 関連情報の3. 個人番号の利用の法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の98の項	番号法第9条第1項 別表第一の97の項	事前	
	I 関連情報の4. 情報提供ネットワークシステムによる情	(照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の120の項	(照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の119の項	事前	
	7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	市民文化部市民生活安全課市政情報センター 電話:098-862-9930	総務部法制契約課市政情報センター 電話:098-869-8191	事前	
	IIしきい値の1.対象者人数及び2.取扱い者数のいつ時点の	平成30年3月31日時点	令和2年2月1日時点	事前	
	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託	委託する	委託しない	事前	
	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステム	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事前	
令和7年5月21日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の97の項	番号法第9条第1項 別表 131の項	事後	
	I 4. ①実施の有無	未定	実施しない	事後	
	I 4. ②法令上の根拠	(照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の119の項 (提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項、87の項	-	事後	
	IIしきい値の1.対象者人数及び2.取扱い者数のいつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	
	IV 8. 人手を介在させる作業	-	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) 下記の局面で個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄	事後	
	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	(11. 最も優先度が高いと考えられる対策) 8. 特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策 (当該対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) 特定個人情報の入手から保管・移管までのプロセスのなかで、適切に特定個人情報が記載された書類が進達先である沖縄県へ移管されるよう、人手が介在する各局面においてダブルチェック等のリスク対策を講じている。	事後	